

平成 26 年度

滋賀県公営企業決算審査意見書

【概要版】

滋賀県監査委員

滋賀県公営企業決算審査意見書（概要版）

第1 審査の対象

平成26年度滋賀県公営企業決算審査の対象は、次のとおりである。

- 滋賀県病院事業
- 滋賀県工業用水道事業
- 滋賀県水道用水供給事業

第2 審査の方法

この決算審査に当たっては、審査に付された決算書類が事業の経営成績および財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計諸帳簿、証書類等との審査照合をしつつ、決算の計数は正確であるか、経理は適正かつ合法的に処理されているか、さらに、各事業は地方公営企業の本来の目的である公共の福祉を増進するとともに、常に経済性を発揮するよう運営されているかどうかを主眼として、慎重に審査した。

また、定期監査および例月現金出納検査の結果も参考にした。

なお、当事業年度から平成24年4月1日施行の改正後の地方公営企業会計基準（以下「新会計基準」という。）を適用し、財務諸表等を作成されている。

第3 審査の結果

審査の対象とした各事業の決算の計数はいずれも正確であり、企業の経営成績および財政状態は、地方公営企業の会計原則に基づき適正に表示されていた。

なお、審査の意見および各事業の決算の概要は以下のとおりである。

第4 審査の意見

各事業の決算に係る審査の意見は次のとおりである。

1 病院事業

病院事業は、高度専門医療を提供し、県民の健康増進と保健福祉の向上を図るため、成人病センター、小児保健医療センター、精神医療センターの3病院を運営している。

(1) 事業の概要

病院事業における当年度の事業収益は203億9千4百万円（百万円未満切り捨て。以下文中において同じ。）で、前年度に比べ9億7千5百万円（5.0%）増加し、事業費用は242億8千万円で、前年度に比べ47億6千2百万円（24.4%）増加した。その結果、当年度の純損失は前年度に比べ37億8千6百万円増加し、38億8千6百万円となったが、これは主に、新会計基準の適用に伴う退職給付引当金所要額等40億6千万円を特別損失に計上したことによるものである。また、当年度未処理欠損金は、上記により特別損失が増加したものの、新会計基準の適用に伴うその他未処分利益剰余金変動額47億5千1百万円を計上した結果、137億8千4百万円となった。

成人病センターは、がんや心臓血管疾患、脳神経疾患等の生活習慣病に関する高度専門医療を提供し県民の健康増進を図るため、本県の基幹病院として運営されている。

病床数は、許可病床数541床、稼働病床数は平成27年3月31日現在で494床、また診療科は27診療科で運営されている。

当年度の事業収益は153億9千1百万円で、前年度に比べ6億7千2百万円（4.6%）増加し、事業費用は182億5千万円で、前年度に比べ34億1千4百万円（23.0%）増加した。その結果、当年度の純損失は前年度に比べ27億4千2百万円増加し、28億5千8百万円となったが、これは主に、新会計基準の適用に伴う退職給付引当金所要額等29億3千万円を特別損失に計上したことによるものである。また、当年度未処理欠損金は、上記により特別損失が増加したものの、新会計基準の適用に伴うその他未処分利益剰余金変動額37億6千7百万円を計上した結果、138億3千5百万円となった。

小児保健医療センターは、小児を対象にした特定高次の医療、精密健診、保健指導等健康相談を提供する本県の拠点病院として、病床数100床、9診療科で運営されている。

当年度の事業収益は30億1千3百万円で、前年度に比べ1億3千7百万円（4.8%）増加し、事業費用は35億1千4百万円で、前年度に比べ6億7千9百万円（24.0%）増加した。その結果、前年度の純利益4千1百万円から当年度は5億円の純損失となったが、これは主に、新会計基準の適用に伴う退職給付引当金所要額等5億9千8百万円を特別損失に計上したことによるものである。また、当年度未処分利益剰余金は、上記により特別損失が増加したものの、新会計基準の適用に伴うその他未処分利益剰余金変動額7億4千2百万円を計上した結果、3億9千6百万円となった。

精神医療センターは、思春期精神障害、アルコール依存等中毒精神障害、身体疾患を伴う

精神障害、救急医療、医療観察法に基づく医療、早期の社会復帰などの医療サービスを提供する本県の拠点病院として、病床数123床、3診療科で運営されている。

当年度の事業収益は18億9千2百万円で、前年度に比べ1億4千4百万円（8.2%）増加し、事業費用は24億1千8百万円で、前年度に比べ6億4千6百万円（36.5%）増加した。その結果、当年度の純損失は前年度に比べ5億2百万円増加し、5億2千6百万円となったが、これは主に、新会計基準の適用に伴う退職給付引当金所要額等5億1千2百万円を特別損失に計上したことによるものである。また、当年度未処理欠損金は、上記により特別損失が増加したものの、新会計基準の適用に伴うその他未処分利益剰余金変動額2億4千万円を計上した結果、3億4千5百万円となった。

(2) 審査の意見

各病院は、県民の健康や生命を守るため、それぞれがもつ機能や特色を生かし、安心・安全な医療、高度専門医療、また、県民のニーズや時代の要請に的確に対応した医療を提供し、今後とも公的医療機関としての使命と役割を果たされるよう求めるものである。

経営においては、当年度未処理欠損金が137億8千4百万円に上り、病院事業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあることから、今後の病院経営に当たっては、自主・自律的な運営体制の構築により経営基盤の強化を図り、安心・安全・良質な医療の提供に努め、以下の諸点に積極的に取り組まれない。

ア 経営改善について

成人病センターにおいては、医師等の確保による医療体制の充実などの経営改善の努力により、収支状況は改善されているが、今なお多額の累積欠損金を抱えており、病院を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続くと見込まれる。このため、高度医療の提供による病院機能の向上や、医療安全の徹底等の取組を通し患者数の増加を図るなど、診療収益の増加に努めるとともに、診療科別収益目標の設定と管理に取り組まれない。さらに、DPCコストデータの活用によるコスト管理の徹底、材料費のさらなる見直しや後発医薬品の利用促進、3病院一括契約による効率的な事務事業の執行等により費用の削減に努められたい。

また、現在取り組んでいる第三次県立病院中期計画（計画期間：平成24年度～平成28年度）の推進に当たっては、患者の目線に立った良質な医療、県民のニーズに対応した質の高い医療の提供など病院のあるべき姿を目指しつつ、収支状況の改善を図るため、「バランス・スコアカード」を有効に活用し、自主・自律的で安定的な経営基盤の確立、人材育成や職員の意識改革など、年度ごとの目標達成に向けて着実な取組を図られたい。

イ 安定的な医療体制の確保について

長期にわたって安定した医療サービスを提供するためには、医師および看護師等の確保が不可欠であり、あらゆる対策を講じてこれらの医療従事者を充足させ、県立病院に寄せられる多くの期待に応える必要がある。

特に精神医療センターの精神科では常勤医師の不足から緊急時や夜間等の対応に課題があるため、この状況を解消し、常に安定的な医療の提供が行えるよう、常勤医師の確保に努められたい。

また、平成 28 年度に予定されている成人病センターの新病棟開設に伴い、増員が必要となる看護師の確保も含めて、医療体制の確立に努められたい。

ウ 収入未済解消に向けた取組について

患者自己負担金の収入未済について、平成 26 年度は、前年度に比べ 4 百万円減少したものの、なお 5 千 4 百万円の収入未済があることから、実効ある対策の構築と取組に努められたい。なお、平成 21 年度から開始した未収金回収業務外部委託の実績を踏まえ、直接徴収と外部委託を適切に組み合わせ、効果的に取り組まれたい。クレジットカード決済についても、患者の利便性が向上するとともに、負担金の回収が確実であることから、患者への周知を図り収入未済の発生防止に活用されたい。

エ 地域医療機関との役割分担と連携について

公的医療機関としての各病院の機能と役割を明確にし、地域医療機関との役割分担を図るとともに、密接な相互連携を図り、病床利用率や患者の紹介率等の向上に努められたい。

特に成人病センターにおいては、都道府県がん診療連携拠点病院として、高度医療機器の導入などにより、高度がん医療の向上が図られているが、滋賀県全体のがん医療の均てん化に向けたコーディネート機能を発揮し、患者視点に立った診療や各種情報の提供、地域医療機関への診療支援など、県民のニーズに幅広く対応したがん診療を進め、滋賀県のがん医療の中核病院として県民の期待に応えられるよう努められたい。

また、高齢化社会が進展するなか、県立病院として求められる病院機能を再構築するため、新病棟の建設を進められているが、さらに医療専門職の育成や遠隔病理診断体制の整備、疾病・介護予防のための取組など、全県型医療の展開により、県内全域の医療レベルの向上に貢献されたい。

小児保健医療センターにおいては、重症患者の増加への対応、発達障害児への対応、成人を迎えた患者への対応など、現在直面している諸課題に対応していくため、将来構想検討委員会からの提言を踏まえ、医療機能の充実など将来を十分見据えた基本構想の策定を進められているところであるが、県内唯一の小児専門病院として、県民ニーズや諸課題に適切かつ着実に対応し、県立病院としての使命を果たせるよう努められたい。

精神医療センターにおいては、県民の精神医療を担う中核施設として、地域医療機関や

保健所等関係機関との連携を強化し、社会のニーズに応じた精神科専門医療を提供するとともに医療と地域生活支援に一体的に取り組まれない。また、地域社会の理解と協力のもと、精神科救急医療施設や医療観察法に基づく指定入院医療機関としての役割を果たすよう努められたい。

オ 研究所の活用について

成人病センター研究所は、早期のがんの診断も可能なPET装置をはじめ先進的研究設備を備え、病理標本を電子化し送受信できる遠隔病理診断システムを用いた全県域を網羅する遠隔病理診断ネットワークの構築等を図ることにより、病理医不足への支援、病理診断の迅速化、がん医療の向上に向けた取組が進められ、全県型医療の展開においてその一翼を担っている。また、聴覚・コミュニケーション医療の確立などに向けて、他の医療施設等との連携や臨床課題の解決に向けた研究も進められており、これら先進的設備の活用や研究の推進、ネットワーク構築を通して、医療の向上、滋賀県における病理医や臨床医の育成、さらに県民のための健康教育に力を発揮されたい。

2 工業用水道事業

工業用水道事業は、彦根工業用水道事業および南部工業用水道事業の2事業からなっている。

(1) 事業の概要

平成26年度は、2事業において受水企業60社を対象として給水し、契約給水量は31,859千 m^3 /年（日平均87,285 m^3 ）で、平成13年度の39,657千 m^3 /年（日平均108,650 m^3 ）をピークに年々減少傾向にあったものの平成23年度からほぼ横ばいであり、前年度に比べると0.2%増加した。実給水量は17,927千 m^3 /年（日平均49,116 m^3 ）で、ピーク時の平成12年度の29,167千 m^3 /年（日平均79,911 m^3 ）から減少傾向にあり、前年度に比べ2.7%減少した。

契約給水量においては南部工業用水道事業で増加した。また、実給水量においては彦根工業用水道事業で増加したが、南部工業用水道事業では減少した。

経営状況においては、彦根工業用水道事業では、事業収益2億2百万円に対して事業費用1億8千8百万円で、純利益1千3百万円を計上した。南部工業用水道事業では、事業収益10億2千7百万円に対して事業費用8億3千5百万円で、純利益1億9千1百万円を計上した。

この結果、2事業において、事業収益12億2千9百万円に対して事業費用10億2千3百万円を要し、当年度の純利益は2億5百万円となり、前年度に比べ9千9百万円（32.5%）の減少となったが、これは主に、固定資産を一体として償却する方法から個別に償却する方法へ変更したことにより減価償却費が増加したことや、固定資産の実地照合による資産減耗費、新会計基準の適用に伴う退職給付引当金等の所要額を特別損失に計上したことによるものである。

(2) 審査の意見

今後の工業用水道事業の経営に当たっては、長期的な展望に立った事業運営の指針として、平成23年3月に策定された「滋賀県企業庁水道ビジョン」（目標年度：平成32年度）ならびにその実施計画として位置づけた5年間の経営計画（平成23年度～平成27年度）に即して、着実な事業の進行管理を行われるとともに、良質な水を安定供給する公営企業としての使命を果たすため、引き続き合理化・効率化に取り組み、全職員が経営感覚をもって以下の諸点に積極的に取り組まれない。

ア 収益の確保について

リサイクル水の利用など水利用の効率化や節水意識の高まりなどにより、企業の水需

要が減少傾向にあるが、今後も企業の立地や企業内の水需要の動向を積極的に情報収集するとともに、新規受水時の負担軽減策なども検討し、企業訪問により工業用水道の経済的優位性を説明するなど、新規需要開拓に力を入れるとともに、一層の経費節減を図り、収益の確保に努められたい。

イ 水道施設の維持管理について

施設・設備について、整備後40年を経過したものもあり、今後大規模な更新時期を迎えようとしていることから、老朽度の実態を踏まえ、重要度、優先度、緊急度を十分考慮しつつ、アセットマネジメント計画を策定し、適切な維持管理により延命化を図りながら、計画的・効率的に更新を実施されたい。

とりわけ、管路については更新に多額の投資が必要となることから、更新基礎調査および水需要調査の結果等を踏まえ、平成25年度に策定した更新基本計画に基づき、効率的・効果的な更新全体計画を策定し、必要な財源を確保しつつ着実に進められたい。

また、琵琶湖西岸断層帯の活動などによる地震災害等に備え、浄水施設や管路の耐震対策にも引き続き取り組まれたい。

3 水道用水供給事業

水道用水供給事業は、湖南水道用水供給事業からなっている。

(1) 事業の概要

平成 26 年度は、8 市 2 町を対象として給水し、契約給水量は 46,917 千 m^3 /年（日平均 128,540 m^3 ）で、前年度と同量であった。また、実給水量は 47,868 千 m^3 /年（日平均 131,146 m^3 ）で、前年度に比べ 2.3% 減少した。

経営状況は、事業収益 48 億 1 千 7 百万円に対して事業費用 39 億 5 千 6 百万円を要し、当年度の純利益は 8 億 6 千 1 百万円となり、前年度に比べ 1 億 4 千 4 百万円（14.4%）の減少となったが、これは主に、固定資産を一体として償却する方法から個別に償却する方法へ変更したことにより減価償却費が増加したことや、固定資産の実地照合による資産減耗費、新会計基準の適用に伴う退職給付引当金等の所要額を特別損失に計上したことによるものである。

(2) 審査の意見

今後の水道用水供給事業の経営に当たっては、長期的な展望に立った事業運営の指針として、平成 23 年 3 月に策定された「滋賀県企業庁水道ビジョン」（目標年度：平成 32 年度）ならびにその実施計画として位置づけた 5 年間の経営計画（平成 23 年度～平成 27 年度）に即して、着実な事業の進行管理を行われるとともに、安全で良質な水を安定供給する公営企業としての使命を果たすため、引き続き合理化・効率化に取り組み、全職員が経営感覚をもって以下の諸点に積極的に取り組まれない。

ア 水道施設の維持管理について

施設・設備について、整備後 40 年を経過したものもあり、今後大規模な更新時期を迎えようとしていることから、老朽度の実態を踏まえ、重要度、優先度、緊急度を十分考慮しつつ、アセットマネジメント計画を策定し、適切な維持管理により延命化を図りながら、計画的・効率的に更新を実施されたい。

とりわけ、管路については更新に多額の投資が必要ではあるが、ひとたび事故が発生すれば県民生活に多大な影響を及ぼすことから、危機管理の面からも管路の老朽化に適時・適切に対応した更新全体計画を策定し、必要な財源を確保しつつ着実に進められたい。

イ 危機管理対策の強化について

(7) 琵琶湖西岸断層帯の活動などによる地震災害の発生時にも安定的な給水を行うため、耐震診断結果を踏まえ総合的な対策を講じ、引き続き計画的に施設の耐震水準の向

上を図られたい。また、受水市町と連携した訓練等による不断の減災対策にも努められたい。

(イ) その他事故等あらゆる不測の事態に備え、安全な水を安定して供給するためのハード面、ソフト面からの危機管理対策の強化に着実に取り組まれない。

ウ 水質管理の強化について

社会構造や環境の変化など水道水を取り巻く状況の変化に対応するため、平成 25 年 3 月に「滋賀県営水道 水安全計画」を策定され、平成 25 年度には水質試験棟を新設するとともに、現在、水質検査の信頼性を高めるため、水道水質検査優良試験所規範（水道 G L P）の取得へ向けて取り組まれているが、こうした取組や施設機能の充実により、水道水質のさらに高い安全性の確保と信頼性の維持・向上に努め、良質な水道用水を供給されたい。

エ 次期経営計画の策定について

現在、次期経営計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の策定に取り組まれているが、アセットマネジメント計画との整合を図りつつ、現行計画の再評価を踏まえて、「滋賀県企業庁水道ビジョン」で掲げた目標が達成できるよう、計画の策定を進められたい。

第5 決算の概要

各事業の決算の概要は次のとおりである。

1 病院事業

本事業においては、成人病センター、小児保健医療センターおよび精神医療センターを運営しており、その概要は次のとおりである。

病 院 名	診 療 開 始	診 療 科 目	病床数
成 人 病 セ ン タ ー	昭和51年4月	血液・腫瘍内科、糖尿病・内分泌内科、老年内科、免疫内科、神経内科、循環器内科、腎臓内科、消化器内科、呼吸器内科、総合内科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、麻酔科、放射線診断科、放射線治療科、緩和ケア科、リハビリテーション科、歯科口腔外科、病理診断科(27科)	541床 (注)
小 児 保 健 医 療 セ ン タ ー	昭和63年4月	小児科、精神科、整形外科、小児外科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科(9科)	100床
精 神 医 療 セ ン タ ー	平成4年9月	精神科、心療内科、内科(3科)	123床

(注) 稼働病床数 平成26年4月1日～平成27年3月31日 494床

成人病センターは、がん、生活習慣病に関する高度専門医療を提供し、県民の健康の保持・増進を図るため、県内の基幹病院として運営されている。

小児保健医療センターは、小児を対象とした特定高次の医療サービスを行う本県小児保健医療分野の中核的施設として運営されている。

また、精神医療センターは、精神障害その他の適応障害の治療および社会復帰援助を総合的、専門的に行うとともに、県内の精神医療を担う中核的施設として運営されている。

(1) 経営状況

3病院（経営管理課分を含む。）を総括した経営状況は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	平成26年度	平成25年度	増 減 額	対前年度比
医 業 収 益	17,096,354,098	16,576,297,132	520,056,966	103.1%
医 業 外 収 益	3,044,968,708	2,613,686,752	431,281,956	116.5%
附 帯 事 業 収 益	253,105,122	228,664,223	24,440,899	110.7%
（事業収益計）	20,394,427,928	19,418,648,107	975,779,821	105.0%
医 業 費 用	19,033,717,192	18,364,578,401	669,138,791	103.6%
医 業 外 費 用	943,653,768	758,433,385	185,220,383	124.4%
附 帯 事 業 費 用	243,239,539	224,783,498	18,456,041	108.2%
特 別 損 失	4,060,185,189	170,693,337	3,889,491,852	2,378.6%
（事業費用計）	24,280,795,688	19,518,488,621	4,762,307,067	124.4%
当 年 度 純 損 益	△ 3,886,367,760	△ 99,840,514	△ 3,786,527,246	3,892.6%
前 年 度 繰 越 損 益	△ 14,649,188,235	△ 14,574,198,126	△ 74,990,109	100.5%
その他未処分利益 剰余金変動額	4,751,055,443	—	4,751,055,443	皆増
当 年 度 未 処 理 損 益	△ 13,784,500,552	※△14,674,038,640	889,538,088	93.9%
医 業 収 支 比 率	89.8%	90.3%	△ 0.5ポイント	—

※24,850,405円は資本剰余金の処分により欠損金を処理

医業収益は170億9千6百万円で、前年度に比べ5億2千万円（3.1%）増加し、医業費用は190億3千3百万円で、前年度に比べ6億6千9百万円（3.6%）増加した。病院事業の医業収支比率（医業収益を医業費用で除した割合）は89.8%となり、前年度に比べ0.5ポイント低下した。

また、医業外収益は30億4千4百万円で、前年度に比べ4億3千1百万円（16.5%）増加し、医業外費用は9億4千3百万円で、前年度に比べ1億8千5百万円（24.4%）増加した。

小児保健医療センターの療育部に係る附帯事業において、附帯事業収益は2億5千3百万円で、前年度に比べ2千4百万円（10.7%）増加し、附帯事業費用は2億4千3百万円で、前年度に比べ1千8百万円（8.2%）増加した。

特別損失は40億6千万円で、新会計基準の適用に伴い、退職給付引当金等の所要額を計上したことなどにより、前年度に比べ38億8千9百万円（2,278.6%）増加した。

これらの結果、事業収益203億9千4百万円から事業費用242億8千万円を差し引くと38億8千6百万円の純損失となり、前年度繰越欠損金146億4千9百万円に当該純損失を加え、新会計基準の適用に伴い計上したその他未処分利益剰余金変動額47億5千1百万円を差し引いた137億8千4百万円が当年度未処理欠損金となった。

(2) 財政状態

3病院（経営管理課分を含む。）を総括した財政状態は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	平成26年度	平成25年度	増 減 額	対前年度比
固 定 資 産	27,638,869,289	28,508,405,487	△ 869,536,198	96.9%
流 動 資 産	9,260,428,335	8,869,327,673	391,100,662	104.4%
繰 延 勘 定	—	576,463,538	△ 576,463,538	皆減
資 産 合 計	36,899,297,624	37,954,196,698	△ 1,054,899,074	97.2%
固 定 負 債	20,270,426,021	86,000,000	20,184,426,021	23,570.3%
流 動 負 債	4,645,546,439	1,939,186,510	2,706,359,929	239.6%
繰 延 収 益	3,198,057,035	—	3,198,057,035	皆増
負 債 合 計	28,114,029,495	2,025,186,510	26,088,842,985	1,388.2%
資 本 金	16,415,091,542	35,351,142,396	△ 18,936,050,854	46.4%
剰 余 金	△ 7,629,823,413	577,867,792	△ 8,207,691,205	△1,320.3%
資 本 合 計	8,785,268,129	35,929,010,188	△ 27,143,742,059	24.5%
負 債 資 本 合 計	36,899,297,624	37,954,196,698	△ 1,054,899,074	97.2%

固定資産は276億3千8百万円で、前年度末に比べ8億6千9百万円（3.1%）減少した。これは主に、新会計基準の適用に伴うみなし償却制度の廃止により、建物等の有形固定資産が減少したことによるものである。

流動資産は92億6千万円で、前年度末に比べ3億9千1百万円（4.4%）増加した。これは主に、現金預金の増加によるものである。

繰延勘定は、新会計基準の適用に伴い、長期前払消費税を新たに固定資産に計上したことにより皆減した。

固定負債は202億7千万円で、前年度末に比べ201億8千4百万円（23,470.3%）増加した。これは主に、新会計基準の適用に伴い、これまで資本金に計上していた借入資本金（流動負債に計上するものを除く。）を企業債として計上したことおよび退職給付引当金の所要額を計上したことによるものである。

流動負債は46億4千5百万円で、前年度末に比べ27億6百万円（139.6%）増加した。これは主に、新会計基準の適用に伴い、これまで資本金に計上していた借入資本金（翌事業年度償還分に限る。）を企業債として計上したことおよび賞与引当金等の引当金を新たに計上したことによるものである。

繰延収益は31億9千8百万円で、前年度末に比べ皆増した。これは、新会計基準の適用に伴い、これまで資本剰余金に計上していた国庫補助金や受贈財産評価額等を長期

前受金として新たに計上したことによるものである。

資本金は164億1千5百万円で、前年度末に比べ189億3千6百万円（53.6%）減少した。これは、新会計基準の適用に伴い、これまで資本金に計上していた借入資本金を企業債として固定負債および流動負債に計上したことによるものである。

剰余金はマイナス76億2千9百万円で、前年度末に比べ82億7百万円マイナス分が増加した。これは主に、新会計基準の適用に伴い、資本剰余金の移行処理を行ったことによるものである。

(3) 資金状況

新会計基準の適用に伴い、平成26年度からキャッシュ・フロー計算書が作成されている。
病院事業の資金状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	平成26年度
1 業務活動による キャッシュ・フロー	1,434,748,695
2 投資活動による キャッシュ・フロー	△ 1,145,129,971
3 財務活動による キャッシュ・フロー	16,124,292
資金増加額	305,743,016
資金期首残高	6,078,981,734
資金期末残高	6,384,724,750

業務活動によるキャッシュ・フローは、当年度純利益マイナス38億8千6百万円、引当金の増減額41億2千2百万円、減価償却費18億1千6百万円などにより、14億3千4百万円となった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出11億9千4百万円などにより、マイナス11億4千5百万円となった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入12億3千3百万円、一般会計からの繰入金による収入6億7百万円、建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出17億5千9百万円などにより、1千6百万円となった。

この結果、資金期末残高は期首残高から3億5百万円増加し、63億8千4百万円となった。

2 工業用水道事業

本事業においては、彦根市および多賀町を給水区域とする彦根工業用水道事業と、県南部地域を給水区域とする南部工業用水道事業の2事業を行っている。

(1) 経営状況

給水状況は、次のとおりである。

(単位：m³)

区 分	平成26年度	平成25年度	増 減	対前年度比
契 約 給 水 量	31,859,000	31,795,650	63,350	100.2%
日 平 均	87,285	87,111	174	—
実 給 水 量	17,927,331	18,430,094	△ 502,763	97.3%
日 平 均	49,116	50,218	△ 1,102	—

契約給水量は31,859,000m³（日平均87,285m³）で、前年度に比べ63,350m³（0.2%）増加し、実給水量は17,927,331m³（日平均49,116m³）で、前年度に比べ502,763m³（2.7%）減少した。

2事業を総括した経営成績は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	平成26年度	平成25年度	増 減 額	対前年度比
営 業 収 益	1,098,568,416	1,098,735,363	△ 166,947	100.0%
営 業 外 収 益	131,087,735	23,947,352	107,140,383	547.4%
（事業収益計）	1,229,656,151	1,122,682,715	106,973,436	109.5%
営 業 費 用	951,413,288	793,552,961	157,860,327	119.9%
営 業 外 費 用	20,355,601	23,771,907	△ 3,416,306	85.6%
特 別 損 失	52,213,361	489,970	51,723,391	10,656.4%
（事業費用計）	1,023,982,250	817,814,838	206,167,412	125.2%
当 年 度 純 損 益	205,673,901	304,867,877	△ 99,193,976	67.5%
前 年 度 繰 越 損 益	0	0	0	—
その他未処分利益 剰余金変動額	1,151,723,971	—	1,151,723,971	皆増
当 年 度 未 処 理 損 益	1,357,397,872	※ 304,867,877	1,052,529,995	445.2%
営 業 収 支 比 率	115.5%	138.5%	△ 23.0ポイント	—

※304,867,877円は建設改良積立金等へ

営業収益は10億9千8百万円で、前年度に比べ16万円（0.0%）減少した。営業費用は9億5千1百万円で、前年度に比べ1億5千7百万円（19.9%）増加した。これは主に、新会計基準の適用に伴いみなし償却制度が廃止されたことおよび固定資産を一体として償却する方法から個別に償却する方法へ変更したことにより、減価償却費が増加したことによるものである。営業収支比率（営業収益を営業費用で除した割合）は115.5%となり、前年度に比べ23.0ポイント低下した。

また、営業外収益は1億3千1百万円で、前年度に比べ1億7百万円（447.4%）増加した。これは主に、新会計基準の適用に伴うみなし償却制度の廃止により新たに長期前受金戻入を計上したことによるものである。営業外費用は2千万円で、主に企業債利息である。

特別損失は5千2百万円で、前年度に比べ5千1百万円（10,556.4%）増加した。これは主に、固定資産の实地照合による資産減耗費および新会計基準の適用に伴う退職給付引当金等の所要額を計上したことによるものである。

これらの結果、事業収益12億2千9百万円から事業費用10億2千3百万円を差し引くと、2億5百万円の純利益となった。なお、前年度未処分利益剰余金3億4百万円は、前年度の剰余金処分において建設改良積立金等に積み立てられたため、前掲の純利益2億5百万円に、補助金等により取得した固定資産償却制度等の変更に伴う移行処理および組入資本金制度の廃止に伴う減債積立金の使用により計上したその他未処分利益剰余金変動額11億5千1百万円を加えた13億5千7百万円が当年度未処分利益剰余金となり、滋賀県公営企業の設置等に関する条例（昭和43年滋賀県条例第22号。以下「条例」という。）第5条の規定により処分することとしている。

(2) 財政状態

2事業を総括した財政状態は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	平成26年度	平成25年度	増 減 額	対前年度比
固 定 資 産	9,618,431,288	12,446,287,494	△ 2,827,856,206	77.3%
流 動 資 産	4,155,392,807	3,711,967,932	443,424,875	111.9%
資 産 合 計	13,773,824,095	16,158,255,426	△ 2,384,431,331	85.2%
固 定 負 債	1,250,142,800	623,655,254	626,487,546	200.5%
流 動 負 債	197,848,922	218,776,093	△ 20,927,171	90.4%
繰 延 収 益	1,925,978,089	—	1,925,978,089	皆増
負 債 合 計	3,373,969,811	842,431,347	2,531,538,464	400.5%
資 本 金	7,563,171,745	8,434,173,982	△ 871,002,237	89.7%
剰 余 金	2,836,682,539	6,881,650,097	△ 4,044,967,558	41.2%
資 本 合 計	10,399,854,284	15,315,824,079	△ 4,915,969,795	67.9%
負 債 資 本 合 計	13,773,824,095	16,158,255,426	△ 2,384,431,331	85.2%

固定資産は9億6千18百万円で、前年度末に比べ2億2千7百万円（22.7%）減少した。これは主に、新会計基準の適用に伴うみなし償却制度の廃止により、構築物等の有形固定資産が減少したことによるものである。

流動資産は4億1千5百万円で、前年度末に比べ4億4千3百万円（11.9%）増加した。これは主に、現金預金の増加によるものである。

固定負債は1億2千5百万円で、前年度末に比べ6億2千6百万円（100.5%）増加した。これは主に、新会計基準の適用に伴い、これまで資本金に計上していた借入資本金（流動負債に計上するものを除く。）を企業債として計上したことによるものである。

流動負債は1億9千7百万円で、前年度末に比べ2千万円（9.6%）減少した。これは主に、新会計基準の適用に伴い、これまで資本金に計上していた借入資本金（翌事業年度償還分に限る。）を企業債として計上したものの、未払金が減少したことによるものである。

繰延収益は1億9千25百万円で、前年度末に比べ皆増した。これは、新会計基準の適用に伴い、これまで資本剰余金に計上していた国庫補助金等を長期前受金として新たに計上したことによるものである。

資本金は7億5千3百万円で、前年度末に比べ8億7千1百万円（10.3%）減少した。これは、新会計基準の適用に伴い、これまで資本金に計上していた借入資本金を企業債として固定負債および流動負債に計上したことによるものである。

剰余金は2億8千36百万円で、前年度末に比べ4億4千4百万円（58.8%）減

少した。これは、利益剰余金は増加したものの、新会計基準の適用に伴う移行処理により資本剰余金が減少したことによるものである。

(3) 資金状況

新会計基準の適用に伴い、平成26年度からキャッシュ・フロー計算書が作成されている。
工業用水道事業の資金状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	平成26年度
1 業務活動による キャッシュ・フロー	729,403,925
2 投資活動による キャッシュ・フロー	△ 101,310,841
3 財務活動による キャッシュ・フロー	△ 184,842,392
資金増加額	443,250,692
資金期首残高	3,601,815,188
資金期末残高	4,045,065,880

業務活動によるキャッシュ・フローは、当年度純利益2億5百万円、減価償却費5億5千7百万円などにより、7億2千9百万円となった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出2億1千万円、他会計貸付金の回収による収入9千4百万円などにより、マイナス1億1百万円となった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出により、マイナス1億8千4百万円となった。

この結果、資金期末残高は期首残高から4億4千3百万円増加し、40億4千5百万円となった。

3 水道用水供給事業

本事業においては、草津市など8市2町を給水対象とする湖南水道用水供給事業を行っている。

(1) 経営状況

給水状況は、次のとおりである。

(単位：m³)

区 分	平成26年度	平成25年度	増 減 量	対前年度比
契 約 給 水 量	46,917,100	46,917,100	0	100.0%
日 平 均	128,540	128,540	0	—
実 給 水 量	47,868,141	48,985,616	△ 1,117,475	97.7%
日 平 均	131,146	134,207	△ 3,061	—

契約給水量は46,917,100 m³（日平均128,540 m³）で、前年度と同量であった。実給水量は47,868,141 m³（日平均131,146 m³）で、前年度に比べ1,117,475 m³（2.3%）減少した。

経営成績は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	平成26年度	平成25年度	増 減 額	対前年度比
営 業 収 益	4,481,919,504	4,505,545,739	△ 23,626,235	99.5%
営 業 外 収 益	335,944,909	57,227,298	278,717,611	587.0%
（事業収益計）	4,817,864,413	4,562,773,037	255,091,376	105.6%
営 業 費 用	3,635,420,140	3,341,439,350	293,980,790	108.8%
営 業 外 費 用	188,280,695	213,891,984	△ 25,611,289	88.0%
特 別 損 失	132,659,838	1,469,910	131,189,928	9,025.0%
（事業費用計）	3,956,360,673	3,556,801,244	399,559,429	111.2%
当 年 度 純 損 益	861,503,740	1,005,971,793	△ 144,468,053	85.6%
前 年 度 繰 越 損 益	0	0	0	—
その他未処分利益 剰余金変動額	6,402,301,463	—	6,402,301,463	皆増
当 年 度 未 処 理 損 益	7,263,805,203	※ 1,005,971,793	6,257,833,410	722.1%
営 業 収 支 比 率	123.3%	134.8%	△ 11.5ポイント	—

※ 1,005,971,793円は減債積立金へ

営業収益は44億8千1百万円で、前年度に比べ2千3百万円（0.5%）減少した。これは実給水量の減少によるものである。営業費用は36億3千5百万円で、前年度に比べ2億9千3百万円（8.8%）増加した。これは主に、固定資産を一体として償却する方法から個別に償却する方法へ変更したことにより減価償却費が増加したことによるものである。営業収支比率は123.3%となり、前年度に比べ11.5ポイント低下した。

また、営業外収益は3億3千5百万円で、前年度に比べ2億7千8百万円（487.0%）増加した。これは主に、新会計基準の適用に伴うみなし償却制度の廃止により、新たに長期前受金戻入を計上したことによるものである。営業外費用は1億8千8百万円で、主に企業債利息である。

特別損失は1億3千2百万円で、前年度に比べ1億3千1百万円（8,925.0%）増加した。これは、固定資産の実地照合による資産減耗費および新会計基準の適用に伴う退職給付引当金等の所要額を計上したことによるものである。

これらの結果、事業収益48億1千7百万円から事業費用39億5千6百万円を差し引くと、8億6千1百万円の純利益となった。なお、前年度未処分利益剰余金10億5百万円は、前年度の剰余金処分において減債積立金に積み立てられたため、前掲の純利益8億6千1百万円に、補助金等により取得した固定資産償却制度等の変更に伴う移行処理および繰入資本金制度の廃止に伴う減債積立金の使用により計上したその他未処分利益剰余金変動額64億2百万円を加えた72億6千3百万円が当年度未処分利益剰余金となり、条例第5条の規定により処分することとしている。

(2) 財政状態

財政状態は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	平成26年度	平成25年度	増 減 額	対前年度比
固 定 資 産	45,028,438,911	47,093,735,992	△ 2,065,297,081	95.6%
流 動 資 産	9,969,828,727	9,520,977,811	448,850,916	104.7%
資 産 合 計	54,998,267,638	56,614,713,803	△ 1,616,446,165	97.1%
固 定 負 債	12,130,837,417	1,532,918,331	10,597,919,086	791.4%
流 動 負 債	2,099,680,386	846,435,882	1,253,244,504	248.1%
繰 延 収 益	5,999,143,764	—	5,999,143,764	皆増
負 債 合 計	20,229,661,567	2,379,354,213	17,850,307,354	850.2%
資 本 金	22,102,340,856	34,612,745,506	△ 12,510,404,650	63.9%
剰 余 金	12,666,265,215	19,622,614,084	△ 6,956,348,869	64.5%
資 本 合 計	34,768,606,071	54,235,359,590	△ 19,466,753,519	64.1%
負 債 資 本 合 計	54,998,267,638	56,614,713,803	△ 1,616,446,165	97.1%

固定資産は450億2千8百万円で、前年度末に比べ20億6千5百万円(4.4%)減少した。これは主に、構築物等の減価償却によるものである。

流動資産は99億6千9百万円で、前年度末に比べ4億4千8百万円(4.7%)増加した。これは主に、現金預金の増加によるものである。

固定負債は121億3千万円で、前年度末に比べ105億9千7百万円(691.4%)増加した。これは主に、新会計基準の適用に伴い、これまで資本金に計上していた借入資本金(流動負債に計上するものを除く。)を企業債として計上したことによるものである。

流動負債は20億9千9百万円で、前年度末に比べ12億5千3百万円(148.1%)増加した。これは主に、新会計基準の適用に伴い、これまで資本金に計上していた借入資本金(翌事業年度償還分に限る。)を企業債として計上したことによるものである。

繰延収益は59億9千9百万円で、前年度末に比べ皆増した。これは、新会計基準の適用に伴い、これまで資本剰余金に計上していた国庫補助金等を長期前受金として新たに計上したことによるものである。

資本金は221億2百万円で、前年度末に比べ125億1千万円(36.1%)減少した。これは、新会計基準の適用に伴い、これまで資本金に計上していた借入資本金を企業債として固定負債および流動負債に計上したことによるものである。

剰余金は126億6千6百万円で、前年度末に比べ69億5千6百万円(35.5%)減少した。これは、利益剰余金は増加したものの、新会計基準の適用に伴う移行処理により資本剰余金が減少したことによるものである。

(3) 資金状況

新会計基準の適用に伴い、平成26年度からキャッシュ・フロー計算書が作成されている。
水道用水供給事業の資金状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	平成26年度
1 業務活動による キャッシュ・フロー	3,154,677,767
2 投資活動による キャッシュ・フロー	△ 1,965,649,933
3 財務活動による キャッシュ・フロー	△ 756,709,794
資金増加額	432,318,040
資金期首残高	9,065,222,321
資金期末残高	9,497,540,361

業務活動によるキャッシュ・フローは、当年度純利益8億6千1百万円、減価償却費22億円などにより、31億5千4百万円となった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出により、マイナス19億6千5百万円となった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出13億6百万円、建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入5億3千万円などにより、マイナス7億5千6百万円となった。

この結果、資金期末残高は期首残高から4億3千2百万円増加し、94億9千7百万円となった。